

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月1日(火) 午前9時00分から午前9時50分
2. 開催場所 宇和島市立吉田公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (39名)

会長 6番 小林 輝彦
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	10番	高木 常樹
11番	高田 博明	15番	西田 正枝
17番	平松 和男	19番	藤岡 功
20番	松本 高秋	21番	山口 一光
22番	山口 義幸	23番	山本 義広
24番	和田 恵子		

最適化推進委員

1番	赤松 聡	2番	井上 和久
3番	小笠原 梅義	4番	木村 繁一
5番	清家 宏	6番	瀧水 朝男
7番	谷口 貴	8番	永井 一洋
9番	樋口 秀雄	10番	兵頭 高広
11番	兵頭 三千雄	12番	平山 源一郎
13番	廣見 正信	15番	細川 一男
16番	堀田 善春	17番	松下 雅子
18番	丸山 哲史	19番	森岡 八重子
20番	安岡 賢司	21番	山口 兼史
22番	山本 一也	23番	吉見 一弥

4. 欠席委員 (8名)

農業委員

8番	清家 多美雄	9番	清家 行範
12番	武川 豊茂	13番	竹葉 邦政
14番	玉木 邦英	16番	濱田 金治
18番	福岡 正彦		

最適化推進委員 14番 藤井 万一郎

5. 議事日程
議事録署名委員の指名

1番	赤松 宣生	2番	氏原 邦弘
----	-------	----	-------

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第3号	諸証明について
報告第4号	農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
報告第5号	農地復元完了報告書について
報告第6号	農地法第4・5条許可（令和元年8月定例総会分）について （令和元年8月16日～令和元年9月13日までの事務局処理事案）

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に よる農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮尾 義文	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主 査	中川 弘徳		

7. 産業経済部職員

農林課課長	和田 恵朗
-------	-------

8. 会議の概要

《宮尾局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員17名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、令和元年10月定例総会を開会いたします

《宮尾局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めまして、おはようございます。ミカン農家にとっては収穫期で大変忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また本日、総会后例年どおり松山の参観デーに参加させていただきます。何かと忙しい時期ではございますが、最後までよろしく願いしたらいと思ひます。

今年は病虫害がかなり発生しているようで、稲の方もウンカが局地的に大量発生して中東予の方では大変被害園が増えているという話を聞きました。列車に乗って松山の会議に出るので、所々茶褐色に円形状になって、そこはもう枯れている様な状態もかなり見受けられます。

また日本国内を見ますと、豚コレラについて西予市を中心にしまして養豚業者もかなり愛媛県内にあります。大変危惧しております。

また、土地改良区のメンバーの方も居られるとは思ひのですが、全国大会が今年度は岐阜で行なわれるそうです。常設審議委員会の西予の会長さんも、出発と帰ってくる時には十分消毒等をされるそうです。もしこのメンバーの中で全国大会に参加される方が居られましたら、消毒等は十分に注意していただきたいと思ひます。養豚業者の方もビリビリした感じで大変心配されておられます。そればかりではなく韓国ではアフリカの豚コレラが流行っているという事で、日本全国の養豚業者も心配が絶えないという状況にあるのが現実ではないかと思ひます。

今年海から山から大変嫌なニュースで、気象変動の影響がかなり表面化しているというのが現状ではないかと思ひます。柑橘にいたしましては、現在の所、台風の被害以外にはさほど病虫害に関する被害は出ていないのですが、これからもまだまだ暖かい日が続くと思ひますので、最後まで十分注意されて収穫等を頑張っていたいただきたいと思ひます。

今日はもうこの後すぐバスに乗っていただきまして、参加する人は松山の方で研修をしていただきますので、これから3条、4条、5条、転用案件、重要案件を審議していただきますのでよろしくお願ひします。簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

それでは欠席報告をお願ひします。

《今西次長》

はい。本日は農業委員の清家多美雄委員、清家行範委員、武川委員、竹葉委員、玉木委員、濱田委員、福岡委員、推進委員の藤井委員が所用のため欠席です。

以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に赤松宣生職務代理、氏原委員を指名いたします。

まず報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明をお願ひします。

《今西次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、今西次長より報告第1号から第6号までの報告がありました。
どなたかご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。
よろしく申し上げます。

《氏原委員》

47番について説明いたします。借受人の〇〇〇〇さんと貸渡人の△△△△さんは親子でございます。経営拡大のため使用貸借権の設定でございます。

この申請地の農地は吉田町立間でございますが、この土地はお母さんの実家でございます。お母さんの名義でございます。□□□□さんは熱心なミカン農家でありまして問題ありません。

《小林委員》

失礼いたします。48番の案件について説明いたします。〇〇〇〇さんは急遽、昨日の夕方から体調が優れないようで、今日は出席できない事を電話で言われました。内容については電話で聞いておりますので報告させていただきます。

△△△△さんと□□□□さんは親戚の関係であるそうです。昨年度、◇◇◇◇さんが体を壊されて耕作ができなくなったという事で、〇〇〇〇さんは看護師ではありますが、△△△△家は農業を続けてやっておられるという事で、別に問題ないという事でお聞きしております。以上でございます。

《山口兼史委員》

49番について説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でありまして、息子さんが真面目に農業をやっておられまして、今回、息子さんの経営拡大という事

で、使用貸借権設定で問題ないと思います。

50番について説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さんも親子関係でございまして、□□□□さんは熱心に農業をやっておられまして、経営拡大という事でこちらは所有権移転して息子さんに譲るという事で問題ないと思います。

《清家宏委員》

51番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でございまして、□□□□さんご夫婦は真面目に農作業に励んでおりますので、◇◇◇◇さんの経営拡大するためにお父さんの農地を名義変更するという事で何の問題もないと思います。

《樋口委員》

52番についてご説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございまして、問題はないと思います。

《河野委員》

53番について説明いたします。〇〇〇〇さんは白浦の△△△△家の長女でございまして、現在、□□□□のお寺の方に嫁がれておられます。◇◇◇◇家は長男も居りますが、現在施設の方に入っておられます。〇〇〇〇家の農地は△△△△さんの名義になっております。高齢でございまして中々耕作ができないという事で、□□□□さんと話しがまとまりまして、今回、所有権移転になりました。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われる農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。
よろしく申し上げます。

《清家宏委員》

6番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんはお孫さんが帰ってきて家を建てるという事で農地転用に当たるのですが、今建っている自宅もまだ農地のままで転用されていないと言う事で、始末書を出してもらいまして転用許可申請です。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。
これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。よって議案第2号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。
よろしく申し上げます。

《清家宏委員》

20番について説明します。先程の議案第2号での土地の隣接地でございます。先程も申しましたように、〇〇〇〇さんのお孫さんの△△△△君が帰って来られまして、吉田に家を建てたいという事で農地転用申請です。□□□□君は農協の指導員をやっておられまして、いずれは農家の後継者としてやっていくのではないかと期待しております。お爺さんの土地を借りて建てる訳で訳でございますが、何ら問題ないと思います。

《松下委員》

21番について説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さんのご夫婦です。細かいところまでよく手の行き届いたみかんを作っておられます。この度、営農型太陽光発電をするという事です。下にはるか樹が植わった状態で、高さ3メートルの所に太陽光発電を設置します、県内でも柑橘は◇◇◇との事です。

風がちょっと心配と言っておられました。農地に通常の太陽光発電を設置する転用は出来ない所でしたので先程のような形で建てることになったとの事です。

問題はないと思います。

《清家茂委員》

濱田委員が欠席なので私の方から説明いたします。

22番について説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さん外2名の方で賃貸借権を設定するものです。

転用目的は作業棟・育苗等・ハウスと通路等ですが、□□□□さんは今申請地の前側に大きなハウスが有るのですが、その後ろ側にこの施設をという事です。育苗とかうまくできておりますので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

《井上委員》

はい。21番なのですが、農振の関係はどうなるのですか。

農業振興地域になっているけれど外す必要がないという事でしょうか。

《今西次長》

営農型太陽光という事で実際に転用するのは3.91㎡、支柱を建てる分だけという事です。営農には支障がないので農振の計画にも支障がないという事で、農振はそのまま、下は営農をしているという事です。

《井上委員》

5条に当たるのですか。

《今西次長》

一部分3. 91㎡だけ転用しますので、3年間の一時転用っていう形になります。

《井上委員》

ありがとうございました。

《 会 長 》

今質問にありましたように3年の一時転用です。毎年収量、その他をデータとして出して、それで3年後に営農計画の見直しをします。その時に改めて継続していくのか、どうしていくのかを改めて決めさせてもらうようになります。

〇〇〇〇地区に多分初めてじゃないかなと思います。十分注視していきたいと思しますのでよろしくをお願いします。

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。よって議案第3号について原案とおり承認することと決定いたします。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

よろしくをお願いします。

《丸山委員》

115番について説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心にミカン作りをしておられます。△△△△さんの父親であります□□□□さんが、この前まで使用貸借権を設定

しておりました。新規ではありますが、今度息子さんであります◇◇◇◇さんが設定をしておりますので、更新と同じようなもので何ら問題ないと思います。

《河野委員》

116番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは実の兄弟であります。□□□□さんは数年前まで地方公務員として役場の方に勤務されておられました。現在は◇◇◇◇さん達3人で〇〇〇〇家の畑を耕作しております。

今回、△△△△家の全農地を10年1ヶ月の使用貸借権を設定するものであります。現に□□□□さんと◇◇◇◇さんとで熱心に耕作をされており何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

117番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは教員をされておられましたが退職して農業をされていたのですが、少し規模を縮小したいという事で、知り合いの△△△△さんをお願いをして使用貸借権設定したものです。□□□□さんは若く、真面目に農業をされておられ何ら問題ないと思います。

《平山委員》

118番、119番についてご説明いたします。

118番、〇〇〇〇さんと△△△△さんは親戚関係です。□□□□さんは真面目に農業に取り組んでおられます。何ら問題ないと思います。

119番は有限会社〇〇〇〇さんと△△△△さんとの更新でありますので何ら問題ないと思います。

《山本義広委員》

120番、121番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは真面目に農業をされておられます。△△△△さんと□□□□さんとの更新であり何ら問題ないと思います。

《樋口委員》

122番、123番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは以前より病気で耕作ができないという事で、△△△△さんは熱心に農業をしております。更新ですので問題ないと思います。

□□□□さんは若手の農業者で、今回、◇◇◇◇さんの農地を作るようになりました。何ら問題ありません。

《岡田委員》

124番について説明いたします。設定を受ける〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおられ問題ありません。

《細川委員》

125番、126番の〇〇〇〇さんと△△△△さん。□□□□さんと◇◇◇◇さんは更新でございまして、それぞれ話がまとまりました。

127番、〇〇〇〇さんは高齢で田んぼを作るのがしんどいという事で、同じ集落の△△△△さんに頼んだ所、気持ちよく引き受けてくれました。新規ではありますが問題ないと思います。

《小林委員》

128番の案件についてご説明いたします。貸出人の〇〇〇〇さんは松山市在住の方でございまして。農地を相続したものの耕作ができないという事で、所有の農地を貸借しております。本議案の△△△△の2筆。これは農林漁業機構の方に貸付地の希望農地として登録をしていたものでございまして。今回、貸手側とのマッチングが整ったという事で中間管理機構に貸付ける事になっております。

来月には借手側との貸借の方でまた配分計画をさせて頂くということでありまして。別段問題ないと思います。

《兵頭高広委員》

129番を説明いたします。〇〇〇〇君は真面目に農業に取り組んでおられます。△△△△さんとの更新で問題ないと思います。

《堀田委員》

130番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心に農業をされておられます。△△△△さんとの更新で問題ないと思います。

《松本委員》

131番、132番、133番についてご説明いたします。

〇〇〇〇さん、△△△△さん、□□□□さんはいずれもご高齢でありまして、耕作ができないという事で、◇◇◇◇さんが耕作をするという事です。〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおられる方なので問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

15番について説明いたします。〇〇〇〇さんは新規就農者で、父と一緒に熱心にミカンを作っております。△△△△さんは同じ部落で話がまとまったようです。別に問題ないと思います。

《河野委員》

16番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは祖父母の代に口約束で売買をされておられて、□□□□さんが長年耕作をされておられましたが、途中から第三者の◇◇◇◇さんに貸出をし、〇〇〇〇さんがハウスを建てておりましたが、今年の西日本豪雨によりまして被災いたしました。今後、売買するのにキチン

と所有権移転をしておかないといけないという事で、今回の申請になりました。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)が出ております。承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)につきましては、配分計画を作成する事に問題はない。と事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。担当委員に意見を求めます。
よろしくをお願いします。

《安岡委員》

失礼いたします。1番についてご説明いたします。先程も言われましたように9月総会時に、中間管理機構へ〇〇〇〇地区の農振農用地2.1haを貸し出しました。今回、借受希望者と貸出希望者の農地のマッチングを行った所、△△△△君を借受者として貸借する事が決定しました。

□□□□君は、キャベツや里芋、水稻を中心に耕作されております。若手の担い手として、このキャベツと里芋の推進を図っております。最近の後継者の指導にも力を入れておられます。借り手として何ら問題はございません。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和元年10月定例総会の議案を終了させていただきます。